○総務省告示第二百九十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十一条第一項の規定による政党が解散した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十八日

総務大臣　山本　早苗

届出をした政党の代表者であった者の氏名	解散の基因となった事実	解散年月日	届出年月日
政党の名称			
維新の党	松野　頼久	合併による解散	平成二十八年三月二十七日　平成二十八年三月二十八日

○総務省告示第二百九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、勝栄会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第二百四十九号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年七月二十八日

総務大臣　山本　早苗

㈠　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の部勝栄会の項中「大柳　光正」を「大柳　光正」に改める。

○総務省告示第二百九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、日本を元気にする会参議院東京都支部から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第五十号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年七月二十八日

総務大臣　山本　早苗

㈠　政党の支部の部のうち

「日本を元気にする会参議院東京都支部	松田　公太	東京都北区上十条二―二五―一四	○	二七、一一、二

」を削る。

○総務省告示第二百九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、日本を元気にする会参議院東京都支部から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百六十五号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年七月二十八日

総務大臣　山本　早苗

㈠　政党の支部の部のうち

「日本を元気にする会参議院東京都支部	松田　公太	主たる事務所の所在地　東京都新宿区四谷四―一	東京都北区上十条二―二五―一四	二七、一二、三〇

」を削る。

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の部のうち

「日本を元気にする会参議院東京都支部	松田　公太	政治団体の区分	その他の政治団体	政党の支部　二八、一、一三

」を削る。

○総務省告示第二百九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年七月二十八日

総務大臣　山本　早苗

㈠　政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
おおさか維新の会参議院比例区第4支部	石井　章	渡部　純一	茨城県取手市片町二四	参議院議員	二八、二、八
おおさか維新の会参議院比例区第20支部	新渡　英夫	新渡　恵子	東京都新宿区高田馬場四―四―三	参議院議員	二八、二、二五
おおさか維新の会参議院比例区第22支部	樋口　俊一	山内　健一	大阪府東大阪市鴻池徳庵町一―六	参議院議員	二八、四、一五
おおさか維新の会参議院比例区第24支部	矢野　義昭	矢野　和子	大阪府大阪市西区北堀江二―七―一八	参議院議員	二八、三、三一
おおさか維新の会参議院比例区第26支部	宇佐美孝二	藤井　修	奈良県橿原市新賀町三一六―七	参議院議員	二八、四、一
おおさか維新の会参議院比例区第28支部	鈴木　望	鈴木　順子	静岡県磐田市中泉二三〇―五	参議院議員	二八、四、一八
おおさか維新の会参議院比例区第30支部	髙橋　英明	髙橋真理子	埼玉県川口市芝中田二―九―六	参議院議員	二八、四、二七
生活の党と山本太郎となかまたち参議院比例区第6総支部	日吉　雄太	日吉　秀清	静岡県伊東市湯川三―一一―二	参議院議員	二八、六、一四
生活の党と山本太郎となかまたち参議院比例区第7総支部	青木　愛	佐々木伸郎	東京都北区王子一―六―七	参議院議員	二八、三、二五
日本のこころを大切にする党参議院比例第三支部	西村　眞悟	相澤　行一	大阪府堺市中区深井中町一二五三―一	参議院議員	二八、三、一六